

「滋賀県人権施策推進計画（案）」に対して提出された意見・情報とそれらに対する滋賀県の考え方について

1 県民政策コメントの実施結果について

平成 27 年 12 月 22 日から平成 28 年 1 月 22 日までの間、滋賀県民政策コメント制度に関する要綱に基づき、「滋賀県人権施策推進計画（案）」について意見・情報の募集を行った結果、3名（団体を含む）から、9件の意見・情報が寄せられました。

これらの意見・情報について、内容ごとに整理し、それらに対する考え方を以下に示します。

なお、取りまとめにあたり、提出された意見・情報の一部は、その趣旨を損なわない範囲で内容を要約したものとなっています。

2 提出された意見・情報の内訳

項 目	件数
第1章 計画の改定にあたって	—
第2章 計画の基本的な考え方	—
第3章 人権施策の推進	—
Ⅰ 基本施策の推進	—
1 人権意識の高揚—教育・啓発	3件
2 人権侵害に対する救済—相談・支援体制の充実	—
Ⅱ 重要課題への対応	—
1 対象者別	3件
2 その他	—
第4章 推進体制	—
全体を通じた意見	2件
用語解説	1件
合 計	9件

3 「滋賀県人権施策推進計画(案)」に対して提出された意見・情報と、それらに対する滋賀県の考え方

NO	頁	項目	意見・情報の概要	意見・情報に対する考え方
第3章 I 基本施策の推進				
1 人権意識の高揚－教育・啓発				
(3)人権啓発				
1	9～10	②事業者に対する人権啓発	「事業者に対する啓発」では、企業をはじめとする組織の社会的責任にかかる指標や基準として、2010年に発行したISO26000について追記すべきである。(平成26年3月10日付け滋商政第80号、県商工観光労働部長依頼)の内容を含めるべき。	企業の社会的責任の明確化については、「ISO26000」をはじめ様々な手段、手法があることから、原文のとおりとします。
2	9～10	②事業者に対する人権啓発	ア 人権が尊重される明るい職場づくりの推進 イ 公正な採用選考システムの確立 イの文中で「事業所内公正採用選考・人権啓発推進班」にかかる説明が記載されているが、当該制度は、アの「職場づくり」を含めたものであるため、記載箇所を見直すべき。	ご意見を踏まえ、次のとおり修正します。 【修正前】 イ 応募者の適性と能力に基づく公正な採用選考が図られるよう啓発に努めます。また、「事業所内公正採用選考・人権啓発推進班」が各事業所を訪問し、就職の機会均等に基づく採用選考と差別のない明るい職場づくりの取組が実践されるよう働きかけます。 【修正後】 アに第3段落を追記 さらに、「事業所内公正採用選考・人権啓発推進班」が各事業所を訪問し、人権課題の研修や人権尊重の取組の推進について啓発を行っていきます。 イ 応募者の適性と能力に基づく公正な採用選考が図られるよう啓発に努めます。また、「事業所内公正採用選考・人権啓発推進班」が各事業所を訪問し、事業所の公正な採用選考システムの確立に向けて啓発を行います。
3	9～10	②事業者に対する人権啓発	「①県民に対する人権啓発」では、「工人権啓発の実施主体との連携」の中で「国との連携」「市町との連携」「企業等との連携」が記載されているが、「②事業者に対する人権啓発」ではこれらの記載がない。現状では推進班制度の中で、国の機関や市町と連携しており、また、企業向けの研修の実施においては人権啓発企業連絡会と連携しているため、①の項目にあわせて記載するなど、内容を整理すべき。	ご意見を踏まえ、次のとおり修正します。 【修正前】 ア 人権が尊重される明るい職場づくりの推進 イ 公正な採用選考システムの確立 【修正後】 ウを追記 ウ関係機関等との連携 事業者に対する啓発にあたっては、国の機関や市町、経済関係団体等と連携・調整を図り、効果的な推進に努めます。
第3章 II 重要課題への対応				
1 対象者別				

NO	頁	項目	意見・情報の概要	意見・情報に対する考え方
4	26	同和問題	「事業所内公正採用選考・人権啓発推進班制度」および「なくそう就職差別 企業内公正採用・人権啓発推進月間」にかかる記載があるが、いずれも「同和問題」の項目でしか取り上げられていない。制度や月間の趣旨は、様々な人権課題へ広がりを見せている。「男女共同参画の推進」や「障害者雇用」、「各種ハラスメントの防止」、「メンタルヘルスケア」などの項目にも同様に記載するなど、平成26年度の当該制度の変更内容を本計画においても反映すべき。	ご意見を踏まえ、次のとおり修正します。 【修正前】 1-①啓発活動の推進 県民の同和問題に対する理解・認識を深め、実践に結びつく機運を醸成する効果的な啓発活動を推進します。特に、9月の「同和問題啓発強調月間」にはイベントの開催等、県民の心に訴える啓発活動を集中的に実施します。 また、「事業所内公正採用選考・人権啓発推進班制度」を活用し、企業関係者が同和問題をはじめとする人権問題についての正しい理解と見識を深め、企業の果たすべき役割についての自覚と実践が図られるよう働きかけます。特に7月を「なくそう就職差別 企業内公正採用・人権啓発推進月間」として、各種の啓発活動を集中的に実施します。 【修正後】 県民や事業者の同和問題に対する理解・認識を深め、実践に結びつく機運を醸成する効果的な啓発活動を推進します。 特に、9月の「同和問題啓発強調月間」にはイベントの開催等、県民の心に訴える啓発活動を集中的に実施します。 P10 3行目 「②事業者に対する人権啓発」に第3段落を追記 特に7月を「なくそう就職差別 企業内公正採用・人権啓発推進月間」として、各種の啓発活動を集中的に実施します。
5	33	その他 (性同一性障害者・同性愛者等)	「性同一性障害者・同性愛者等」については、「性的マイノリティ」または「LGBT」といった表現の方が一般的ではないのか。	「性的マイノリティ」や「LGBT」はわかりにくいと考え、「性同一性障害者・同性愛者等」としました。なお、「LGBT」については、用語解説の中で記載しております。
6	33	その他 (性同一性障害者・同性愛者等)	「性同一性障害者・同性愛者等」は、「性同一性障害者等」でいいのではないのか。	全国の法務局・地方法務局には、性同一性障害と同様に性的指向に関する人権相談が寄せられている状況があるため、原文のとおりとします。
全般的な意見				
7			女性、子ども、高齢者からヘイトスピーチや災害発生時の人権問題など幅広い分野を取り上げて整理されている点は評価できるが、本計画に基づいて、具体的施策がしっかりと実行されなければ意味がない。本計画を、具体的にどのように実行しようとしているのか。	様々な人権問題に関する施策については、各分野の個別計画等に基づき関係機関の連携のもとに各種具体的施策の推進を図ることとしています。 また、毎年度、人権施策基本方針や本計画に基づいた関連施策実施状況をまとめ、滋賀県人権施策推進審議会に対して報告し意見を聴きながら工夫を加えていくこととしています。
8			虐待やいじめにより尊い命が失われる事件が後を絶たない。学校、家庭、地域等様々な場面で命の大切さを訴えていく施策を望む。	本計画第2章「計画の基本的な考え方」で、「命を大切に、安心して暮らせる社会」を掲げています。今後も引き続き、命の尊さ、大切さについて様々な機会を通じて教育・啓発を行っていきます。
用語解説				
9	42	SATOCO	「SATOCO」の用語解説は必要ないのでは？ 何の略かが記載されているだけで、用語解説としてわざわざ掲載する意味はないのではないのか。	ご意見を踏まえ、次のとおり修正します。 【修正前】 「SATOCO」は、Sexual Assault victim T0tal Care One stop BIWAKO(性暴力被害者総合ケアワンストップびわ湖)の略。 【修正後】 「SATOCO」は、Sexual Assault victim T0tal Care One stop BIWAKO(性暴力被害者総合ケアワンストップびわ湖)の略で、滋賀県産科婦人科医会、認定NPO法人おつみ犯罪被害者支援センター、滋賀県警察、滋賀県の4者が連携して産婦人科医療、付添支援など被害者に寄り添って支援を行っています。